○総務省・経済産業省・国土交通省令第一号

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第十五条第三項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「屋外タンクを設置する」を「屋外タンク（次項及び第三項に定めるものを除く。）を設置する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「特定屋外タンク」を「屋外タンクであつてその容量が千キロリットル以上のもの（以下「特定屋外タンク」という。）（次項に定めるものを除く。）」に、「規定による」を「規定の例による」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　浮き蓋付きの特定屋外タンクを設置する場合は、第一項第二号の二から第六号まで及び第八号から第十三号まで並びに前項第一号、第二号、第三号（ヘ及びトを除く。）、第四号及び第五号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一　浮き蓋は、次に掲げるところにより、地震等による振動及び衝撃に耐えることができる構造とすること。

イ　一枚板構造の浮き蓋にあつては、次のとおりとすること。

(1)　厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で造ること。

(2)　告示で定める浮力を有する構造とすること。

(3)　浮き蓋付きの特定屋外タンクのうち告示で定めるものの浮き蓋は、告示で定めるところにより液面揺動により損傷を生じない構造とすること。

(4)　(3)に規定する浮き蓋の浮き部分の溶接及び浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接は、告示で定める方法によること。

(5)　浮き蓋の浮き部分が仕切り板で仕切られた室には告示で定めるマンホールを設けること。

(6)　石油の出し入れによつて浮き蓋が損傷しないように必要な通気管等を設けること。

(7)　浮き蓋を常に特定屋外タンクの中心位置に保持し、かつ、当該浮き蓋の回転を防止するための設備（(9)において「回転止め」という。）を設けること。

(8)　浮き蓋の外周縁は、たわみ性があり、かつ、側板に密着する性質を有する材料により被覆されていること。

(9)　回転止め及び浮き蓋の外周縁の被覆等の滑動部分に用いる材料又は構造は、発火のおそれのないものとすること。

(10)　浮き蓋に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ロ　二枚板構造の浮き蓋にあつては、イ(1)、(2)及び(5)から(10)までの規定の例によること。

ハ　簡易フロート型の浮き蓋（ステンレス製のものに限る。）にあつては、イ(6)から(10)までの規定の例によるほか、次のとおりとすること。

(1)　簡易フロート型の浮き蓋は、告示で定める浮力を有する構造とすること。

(2)　簡易フロート型の浮き蓋の浮き部分相互の接続箇所は回転性を有する構造とすること。

ニ　簡易フロート型の浮き蓋（ハに規定するものを除く。）にあつては、ハの規定の例によるほか、次のとおりとすること。ただし、浮き蓋付きの特定屋外タンクのうち告示で定めるものについては、(1)は適用しない。

(1)　フロートチューブの長さは六メートル以下であること。

(2)　フロートチューブの円周方向に溶接接合がないこと。

二　浮き蓋付きの特定屋外タンク（不活性ガスを充塡して石油を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。次号において同じ。）には、可燃性の蒸気を屋外に有効に排出するための設備を設けること。

三　浮き蓋付きの特定屋外タンクには、浮き蓋の状態を点検するための設備を設けること。

四　簡易フロート型の浮き蓋付きの特定屋外タンクの配管には、次に掲げるいずれかの設備を設けること。

イ　当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することを防止するための設備

ロ　当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入するものとした場合において当該気体を分散させるための設備

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該配管内に滞留した気体がタンク内に流入することにより浮き蓋に損傷を与えることを防止するための設備

4　屋外タンクに関する工事が次の各号（特定屋外タンク以外の屋外タンクにあつては、第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号）に掲げるものに限り行われた場合には、第一項第一号及び第二項第一号（前項においてその例による場合を含む。）の規定（水張試験に関する基準に係る部分に限る。）は適用しない。

一　ノズル、マンホール等の取付工事

二　ノズル、マンホール等に係る溶接部の補修工事

三　屋根及び浮き蓋に係る工事

四　側板に係る重ね補修工事

五　側板に係る肉盛り補修工事（溶接部に対する熱影響が軽微なものに限る。）

六　接液部以外の側板に係る溶接部の補修工事

七　底部に係る重ね補修工事のうち、側板から六百ミリメートルの範囲以外の部分に係るもので、当該重ね補修の部分が底部（張出し部を除く。）の面積の二分の一未満のもの

八　底部に係る肉盛り補修工事（溶接部に対する熱影響が軽微なものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に石油パイプライン事業法第十五条第一項の規定により認可を受けた工事の計画に係るこの省令による改正後の石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）第五十五条第三項に規定する浮き蓋付きの特定屋外タンクで、この省令の施行前に設置されたもの（以下「既設の浮き蓋付特定屋外タンク」という。）のうち、同項第一号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該既設の浮き蓋付特定屋外タンクが次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、適用しない。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　浮き蓋付きの特定屋外タンク内に不活性ガスを充塡して石油を貯蔵し、又は取り扱うこと。

ロ　浮き蓋付きの特定屋外タンク内の石油の引火点が四十度以上であること。

二　浮き蓋付きの特定屋外タンクに、当該タンク内に滞留した可燃性の蒸気を検知するための設備を設けていること。